



救急車は“限りある資源”です。 救急車を呼ぶか迷ったら『#7119』

当消防組合の令和7年の救急件数は21,047件で、その内、入院の必要がない軽症患者は約66%でした。「〇〇病院で検査の予約をしているので向かって欲しい」との理由で救急車を呼ぶ人もいます。救急車の台数には限りがあります。緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるよう、救急車の適正利用にご協力をお願いします。救急車を呼んでいいのか判断に迷ったときは、24時間365日対応の電話相談窓口「救急安心センターおおさか（#7119）」がありますので、ぜひご活用してください。



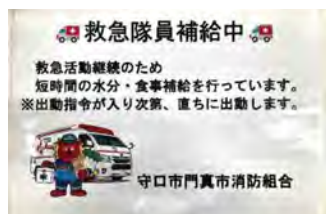
『サングラス』を着用して 活動することがあります



日差しや太陽光の反射などにより、運転時などに支障をきたす恐れがある場合は、安全管理対策として隊員がサングラスを着用することがあります。これは、十分な視界を確保し、安全な消防業務の遂行を目的とした措置です。

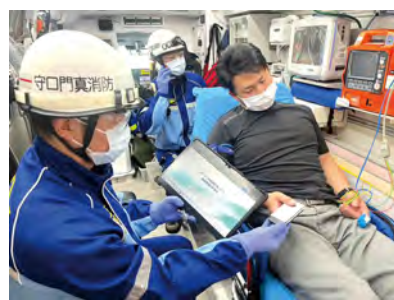
救急隊員が『コンビニエンスストア』 などを利用することがあります

救急要請が連続する場合や活動が長時間に及ぶ場合、救急隊が消防署に戻れないことがあります。その際は、次の出動に備えるため、コンビニエンスストアなどで水分補給や食事をとることがあります。



『マイナ救急』 もしもに備えて マイナ保険証を携行しましょう

当消防組合では令和8年4月から、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を活用した救急業務「マイナ救急」の本格運用を開始しています。救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用することで、必要な医療情報を瞬時に確認することが可能となり、本人や家族の負担軽減と、迅速・適切な救急処置や傷病者搬送につながります。



患者等搬送事業『民間救急』

救急車を呼ぶほど逼迫していないが、自身や家族だけでは通院などができない人（車椅子やストレッチャーが必要な人）が安心・安全に利用するため、一定の要件を満たした民間の搬送事業者を患者等搬送事業者（民間救急）と認定しています。

認定された患者等搬送用自動車には搬送法や応急手当に関する講習を修了した乗務員が乗車し、応急処置に必要な資機材を積載しています。

サービス内容などは事業者によって異なりますので直接お問い合わせください。（利用は有料）

患者等搬送事業者



問 守口市門真市消防組合消防本部警備課
TEL 06-6906-1305

8月は猛暑の影響で熱中症による救急搬送が急増し、1年の中でも救急件数が特に多くなる時期です。当消防組合では、24時間常設の救急隊7隊で運用していましたが、近年の救急需要の増加に効率的・機動的に対応するため、令和7年10月から、特に1日の中でも救急要請が集中し、迅速な対応が求められる平日の日中時間帯のみに活動する「本部機動救急隊（日勤救急隊）」を創設し、計8隊体制としています。

また、救急件数が多くなる夏・冬には、非常用救急車を活用し臨時的に救急隊を増隊して対応しています。

高齢化の進展や異常気象など、今後も救急需要は高い水準で推移することが見込まれていますが、救急隊員を中心に守口市門真市消防組合が組織一丸となって、「命をつなぐプロフェッショナル」として24時間365日、市民の安心を支えていくため、これからも全力で闘い続けていきます。

救急搬送体制 救急隊員3人で活動しています



救急車
(C-CABIN)



救急救命士
(国家資格)
1人以上を配置



救急隊員



救急隊員

救急救命士を配置することで、緊急性の高い傷病者へは医師の指示の下、救急救命処置を行いながら医療機関へ搬送することができ、市民の命を確実につなぐための盤石な体制を確保しています。

当消防組合では救急現場で迅速な処置を行うための設備を備えた高規格救急車C-CABINを運用しています。車両のデザインは職員が考案し、救急車ごとに異なります。街や消防署で救急車を見かけた際は、デザインに注目してみてください。

救急車が各消防署で待機している時には、近くで見ることがあるので、気軽に職員にお声がけください！



色々なデザインの救急車があります



救急車の適正利用にご協力をお願いします。大切な命を守るために、私たちは全力で活動しています。